

資料3

<じん肺健康診断の結果とじん肺管理区分の関係>

じん肺健康診断の結果とじん肺管理区分の関係は次のようになっています。

| じん肺管理区分 | | じん肺健康診断の結果 |
|---------|---|--|
| 管 理 1 | | じん肺の所見がないと認められるもの |
| 管 理 2 | | エックス線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの |
| 管 理 3 | イ | エックス線写真の像が第2型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの |
| | ロ | エックス線写真の像が第3型又は第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の、3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの |
| 管 理 4 | | 1 エックス線写真の像が第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるものに限る。）と認められるもの 2 エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型又は第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの |

なお、健康診断を実施した医師の診断と、地方じん肺診査医の審査に基づいた都道府県労働局長の管理区分決定結果とは異なることもあります。

じん肺管理区分結果通知書には、備考欄に次の事項が記載されていますのでご自分のじん肺の状態がわかります。

- PR₀ じん肺の所見がない。
- PR₁ エックス線写真の像が第1型である。
- PR₂ エックス線写真の像が第2型である。
- PR₃ エックス線写真の像が第3型である。
- PR₄ (A、B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。
- PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。
- F (－) じん肺による肺機能障害がない。
- F (＋) じん肺による肺機能障害がある。
- F (＃) じん肺による著しい肺機能障害がある。